

青森市空家等の適切な管理に関する条例（平成二十五年条例第七号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条・第二条・第三条 略</p> <p>（情報提供）</p> <p>第四条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、空家等が特定空家等又は管理不全空家等に該当すると思われるときは、市長に対し、速やかに当該空家等に関する情報を提供するものとする。</p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第五条 市長は、空家等が_____地域住民に対し、危険な状態をもたらしていると認めるときは、当該危険な状態を回避するために当面必要な措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。</p> <p>第六条・第七条 略</p>	<p>第一条・第二条・第三条 略</p> <p>（情報提供）</p> <p>第四条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、空家等が特定空家等_____に該当すると思われるときは、市長に対し、速やかに当該空家等に関する情報を提供するものとする。</p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第五条 市長は、空家等が特定空家等に該当し、地域住民に対し、危険な状態をもたらしていると認めるときは、当該危険な状態を回避するために当面必要な措置を講ずることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第六条・第七条 略</p>